



**Q** 会社で総務を担当していま10月6日から、時間額が鳥取県最低賃金738円に改正されました。当社の賃金が最低賃金に満たない場合があります。

低賃金額以上であることを確認したいのですが、月給との比較はどのようにすればよいのですか。

**A** 鳥取県最低賃金は2017年10月6日から、時間額738円に改正されています。

### 月給と最低賃金との比較方法

上であるかどうかを確認する場合①時間給は5千円、1日の所定労働時間8時間、1カ月そのまま比較②日給の平均所定労働日数21日(年間休日113日、日の所定労働時間数年間所定労働日数25(日)によって所定労働時間数異なる場合は、月額賃金の基本給と職務手当を合計した12万円を1カ月の所定労働時間数(8時間×21日)で割ると時間額744円となり、最低賃金738円以上であることが確認できます。

なお最低賃金額との平均時間数)で割って比較の際は、時間1時間当たりの金額を外・休日・深夜の割増計算して比較することとなります。

例えは月給(基本給)12万円、職務手当月額12万円、家族手当、賞与などは算入しません。